

ウ 富士山静岡空港（志太榛原）地域

（ア）道路案内標識適正化研究会における検討

【研究会メンバー構成】

NO.	所 属	備 考
1	牧之原市観光協会空港利用委員会	
2	静鉄タクシー	
3	焼津市	
4	大井川町	
5	藤枝市	
6	岡部町	
7	島田市	
8	吉田町	
9	牧之原市	
10	御前崎市	
11	島田土木	
12	御前崎土木	
13	静岡空港建設事務所	
14	中部地域支援局	

【検討経過】

時期	開催内容	検討内容
8月21日	研究会の事前説明会	公共サインのルールと研究会の目的
9月7日	第1回研究会	目標地名（案）、著名地点案内の考え方、モデルルート（案）
9月27日	「道路案内標識適正化研究会」連絡調整会議	静岡県の「道路案内標識適正化研究会」の担当者間の連絡調整
10月9日	第2回研究会	著名地点案内の設置方針（案）：表示内容
11月9日	第3回研究会	著名地点案内の整備計画（案）：整備内容
12月17日	第4回研究会	県、市、町道を含んだ著名地点案内整備計画（案）：整備内容

＜参考＞大井川流域道路案内標識適正化研究会（平成 18 年度）

【研究会メンバー構成】

分類	対象機関
民間	・ 川根町商工会（大井川観光連絡会） ・ 中川根商工会（大井川観光連絡会） ・ 島田商工会議所 ・ 島田観光協会 ・ 初倉商工会 ・ 川根茶業協同組合（川根お茶街道推進協議会） ・ J A おおいがわ川根茶業センター（川根お茶街道推進協議会） ・ 川根本町まちづくり観光協会（川根お茶街道推進協議会） ・ 寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合（川根お茶街道推進協議会） ・ 大井川鉄道
行政	・ 島田市商工課 ・ 島田市道路河川課 ・ 川根町地域振興課 ・ 川根本町企画環境課 ・ 川根本町建設課 ・ 県総務部 中部地域支援局 ・ 県企画部 企画調査室、調整室 ・ 県空港部 整備室、利用推進室 ・ 県生活・文化部 観光コンベンション室 ・ 県都市住宅部 市街地整備室 ・ 県土木部 建設政策室、道路企画室、道路保全室
事務局	・ 島田土木事務所

【検討経過】（平成 18 年度）

時期	開催内容	検討内容
11 月 1 日	研究会の事前説明会	趣旨説明、大井川流域の現状と取り組み素案
1 月 11 日	第 1 回研究会	趣旨説明および協力体制の確認、大井川流域の現状と取り組み素案
2 月 16 日	第 2 回研究会	大井川流域の現状、意見交換
3 月 2 日	第 3 回研究会	著名地点検討（改善）、改善に当たっての課題
3 月 8 日	第 4 回研究会	著名地点改善計画（案）、経路案内標識改善（案）

(イ) 地域のテーマ

	(ア) 円滑な移動の確保 (わかりやすさ)	(イ) ユニバーサルデザインへの 対応(国際化)	(ウ) 景観への対応 (景観)
共通項目	- わかりやすい道路案内標識への改善 - 観光地エリアへの案内誘導強化 - 目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正 - 基本ルールの徹底のための講習会開催	- 道路案内標識への英字サイズの拡大表示 - 公共サインに表示する英語名称の統一 - 駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化 - 観光案内パンフレットの多言語化	- 道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約 - 標識板の裏面や標識柱に、景観に配慮した色彩の採用(茶色を標準)
富士山静岡空港 (志太榛原)地域	- 富士山静岡空港への道路案内誘導 - 市町村合併に伴う目標地名の見直し - 限定基準地の設定(寸又峡) - 著名地点案内と歩行者案内を連携	- ピクトグラムの活用の徹底 - 島田駅(空港への乗り継ぎ)周辺の公共サインの多言語化 - 歩行者系の案内標記の多言語化	- 民間看板の撤去(川根温泉等) - 重複した情報の標識撤去

【わかりやすさ】

■ 富士山静岡空港への道路案内誘導

平成 21 年に開港を予定している富士山静岡空港(以下「空港」という)への主要な「誘導ルート」を設定し、空港まで適切に誘導するための道路案内標識を整備します。

- 「空港」を新たに目標地に指定

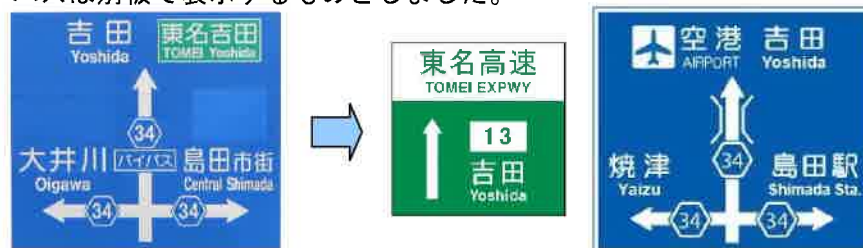
「空港(AIRPORT)」を道路案内標識で遠方から案内できるように主要地に指定しました。



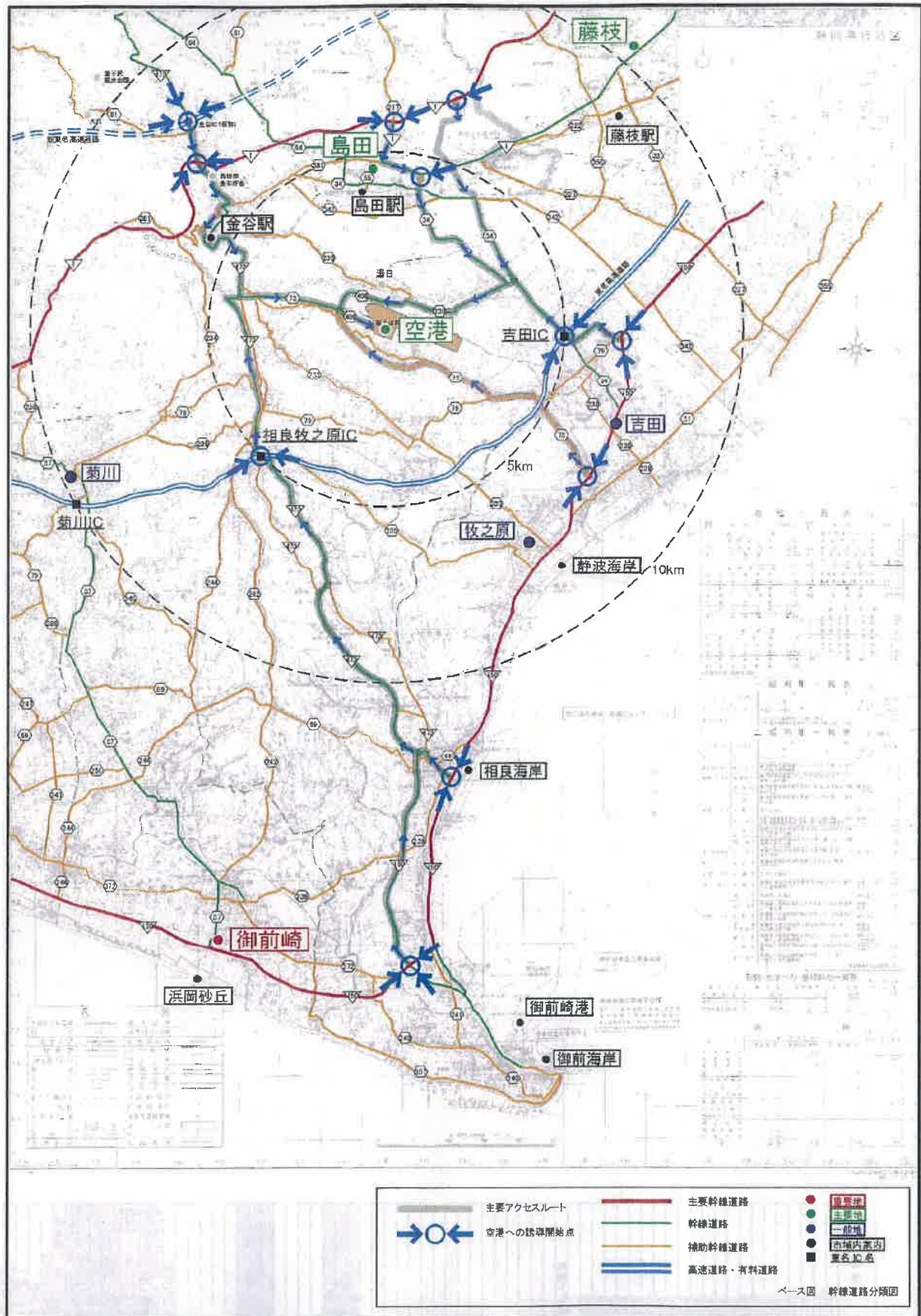
道路案内標識による「空港」の案内例

- 基本ルールの徹底

進行方向に表示する地名は原則 2 地名までという基本ルールを徹底しました。空港への誘導案内は主要幹線道路(国道 1 号、国道 150 号)や高速道路のインターチェンジから行いますが、現在、高速道路のインターチェンジへの案内の多くが道路案内標識(108 系)との合体表示を行っているため、空港の案内を追加した場合に直進方向が 3 地名となってしまいます。そのため、利用者の分かりやすさを考慮し、直進 3 地名にせず、高速道路や有料道路、一般国道のバイパスは別板で表示するものとししました。



【富士山静岡空港への主要誘導ルート】



■ 市町村合併に伴う目標地名の見直し

市町村合併により旧市町村名の変更あるいは消失により、道路案内標識に使用できなくなったことから、道路利用者にとって分かりやすい目標地を新たに選定しました。

当該地域における市町村合併（予定を含む）

合併市町村（予定を含む）	合併後の市町村名
本川根町、中川根町	川根本町
島田市、金谷町、川根町	島田市
榛原町、相良町	牧之原市
焼津市、大井川町	焼津市
藤枝市、岡部町	藤枝市
御前崎町、浜岡町	御前崎市

市町村合併により旧市町村の名称を使用できなくなった目標地については、旧市町村を代表する公的施設（駅名、港湾名等）を一般地として設定し、合併後の市町内に入ってからのご案内に使用するものとししました。

なお、旧川根町の代表施設として一般地（市域内案内）に設定した「川根温泉」は民間施設ではありますが、道の駅に登録されており比較的知名度が高いこと、「川根」の地名を残すことができることから、地元の要望を受けて採用しました。

市町村合併に対応するために設定した一般地【市域内案内】

旧市町村名	一般地（市域内案内）（）内は英語表記
川根町	川根温泉（道の駅）（Kawane Spa）
金谷町	金谷駅（Kanaya Sta.）
榛原町	静波海岸（Shizunami Beach）
相良町	相良海岸（Sagara Sun Beach）
大井川町	大井川港（Oigawa Port）
岡部町	岡部（字名が残るため合併後も市域内案内で使用）（Okabe）
浜岡町	浜岡砂丘（Hamaoka Dunes）

また、市町村合併のために市街地の位置の特定が難しくなることから、「〇〇市街」という案内は行わないものとして、新たに市域内案内用の一般地を設定しました。

「〇〇市街」の代わりに設定した一般地【市域内案内】

旧市町村名	一般地（市域内案内）（）内は英語表記
島田市	島田駅（Shimada Sta.）
藤枝市	藤枝駅（Fujieda Sta.）
焼津市	焼津漁港（Yaizu Fishing Port）

■ 限定基準地の設定（寸又峡）

大井川流域を北上する川根寸又峡線（主要地方道 77 号）の終点である「寸又峡」を限定基準地として設定し、確認標識（106 系）で案内することにしました（「寸又峡」を限定基準地として確認標識の上段に表示）。



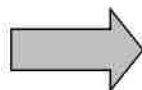
■ 著名地点案内と歩行者案内を連携

御前崎エリアでは、新たに設置する著名地点案内と同様の様式で歩行者系案内標識を設置します（5カ国語対応）。



景観に配慮した標識（茶色）
統一したデザイン、ピクトグラムによる
著名地点案内

歩行者案内と連携



歩行者系の案内においても景
観に配慮したデザインを使用

【国際化】

■ 島田駅（空港への乗り継ぎ）周辺の公共サインの多言語化

島田駅は、今後富士山静岡空港への乗り継ぎ駅として、外国人観光客の増加が見込まれるため、主要な出口や案内所、トイレなど利用が高い案内の多言語化（日本語・英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）を基本とする）を行います。

■ 歩行者系の案内標記の多言語化

外国人観光客の増加が見込まれる観光エリアにおいて、歩行者系の案内標記の多言語化を行います。



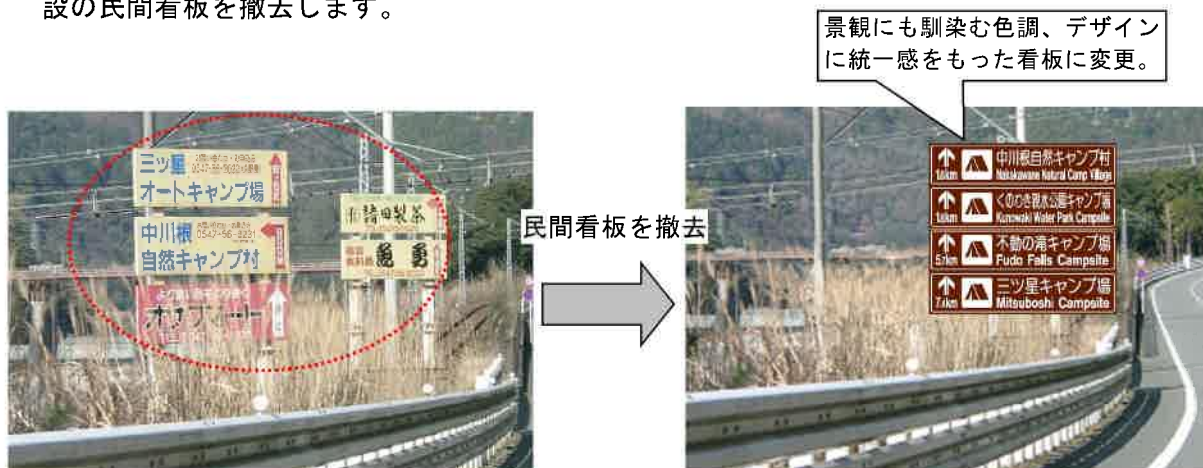
歩行者系の案内標記
（5ヶ国語表示）

【景観】

■ 民間看板の撤去

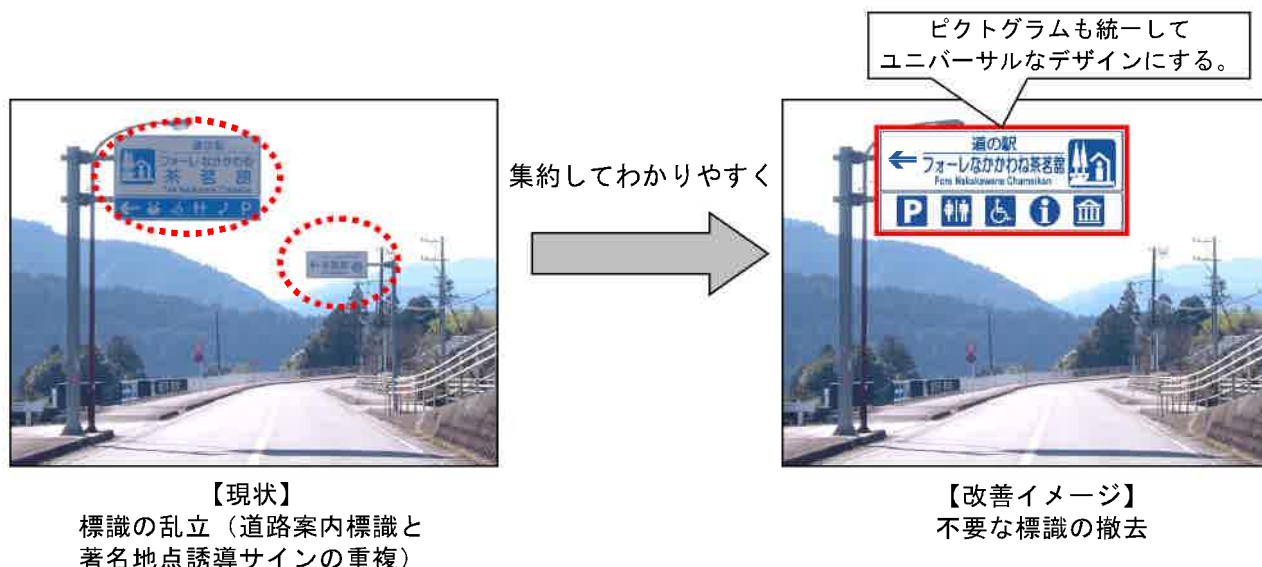
乱立している民間看板を撤去し、景観に配慮した色調でデザインに統一感をもった著名地点誘導標識を設置します。

また、著名地点（施設）を一般地に登録し、道路案内標識に表示することで、不要となる既設の民間看板を撤去します。



■ 重複した情報の標識撤去

重複した情報が表示されている道の駅の標識を集約し、分かりやすくしました。さらに、ピクトグラムを標準的なものに統一して、ユニバーサルデザインに対応します。



(ウ) 経路案内

a 道路分類と目標地の設定

	分 類	対 象
道路分類	主 要 幹 線 道 路	東名高速道路、(新東名高速道路)、国道 1 号バイパス、 国道 1 号、国道 150 号
	幹 線 道 路	国道 150 号バイパス、国道 362 号、国道 473 号バイパス、 バイパス区間と重複しない国道 473 号、 県道 34 号 [島田吉田線]、県道 63 号 [藤枝天竜線]、県道 81 号 [焼津森線]、県道 77 号 [川根寸又峡線]、県道 64 号 [島田 川根線]、県道 37 号 [掛川浜岡線]
	補 助 幹 線 道 路	バイパス区間と重複する国道 473 号、 幹線道路に分類されない主要地方道、一般県道、 島田市道 [金谷駅前 (県道 381 号～国道 473 号)、国道 1 号御 仮屋西交差点～県道 34 号旭 1 交差点、県道 230 号～富士山静 岡空港]、吉田町線 [国道 150 号～吉田 IC]、御前崎市道 [国道 150 号地頭方西～御前崎海岸]
	そ の 他	—
目 標 地	基 準 地	名古屋、静岡、寸又峡 (限定基準地)
	重 要 地	静岡、御前崎、浜松
	主 要 地	焼津、藤枝、島田、掛川、空港、川根本町、掛川
	一 般 地	岡部 (→藤枝に合併)、吉田、大井川 (→焼津に合併)、 牧之原、菊川、寸又峡
	(市域内案内)	焼津市 : 焼津漁港、(大井川港 : 合併後) 藤枝市 : 藤枝駅、(岡部 : 合併後) 島田市 : 島田駅、金谷駅、川根温泉 牧之原市 : 静波海岸、相良海岸 御前崎市 : 浜岡砂丘、御前崎港、御前崎海岸 川根本町 : 千頭、接岨峡

注：青字は隣接他県、

【改善項目】

- ・ 市町村合併により現状の案内地名が字名として残存しない場合目的地を見直し (今後、大井川町 (→焼津)、岡部 (→藤枝) が合併予定)
- ・ 主要地である「御前崎」を国道 150 号で案内するため重要地に格上げ
- ・ 一般地である「藤枝」を国道 1 号で案内するため主要地に格上げ・「空港」を主要地に登録し、空港への誘導ルート上で案内 (一般地よりも優先する)

※「限定基準地」とは

主要幹線道路上で半島の先端や行き止まり路線の末端にある目標地 (主要地・重要地・一般地) を確認標識 (106 系) で案内するため設定した地名。

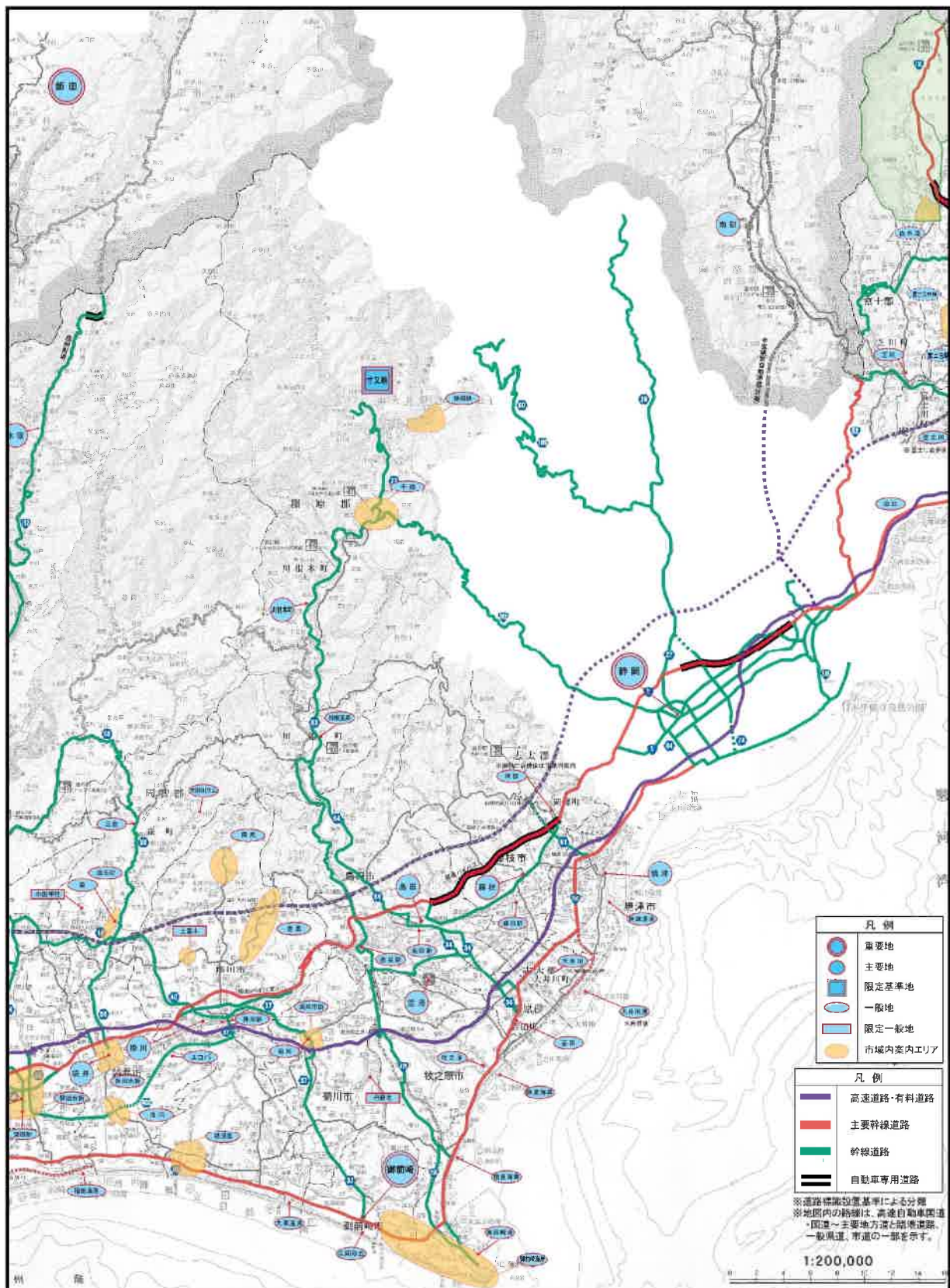


図 志太榛原地域周辺の道路分類と目標地

b 108系標識の現況と整備イメージ

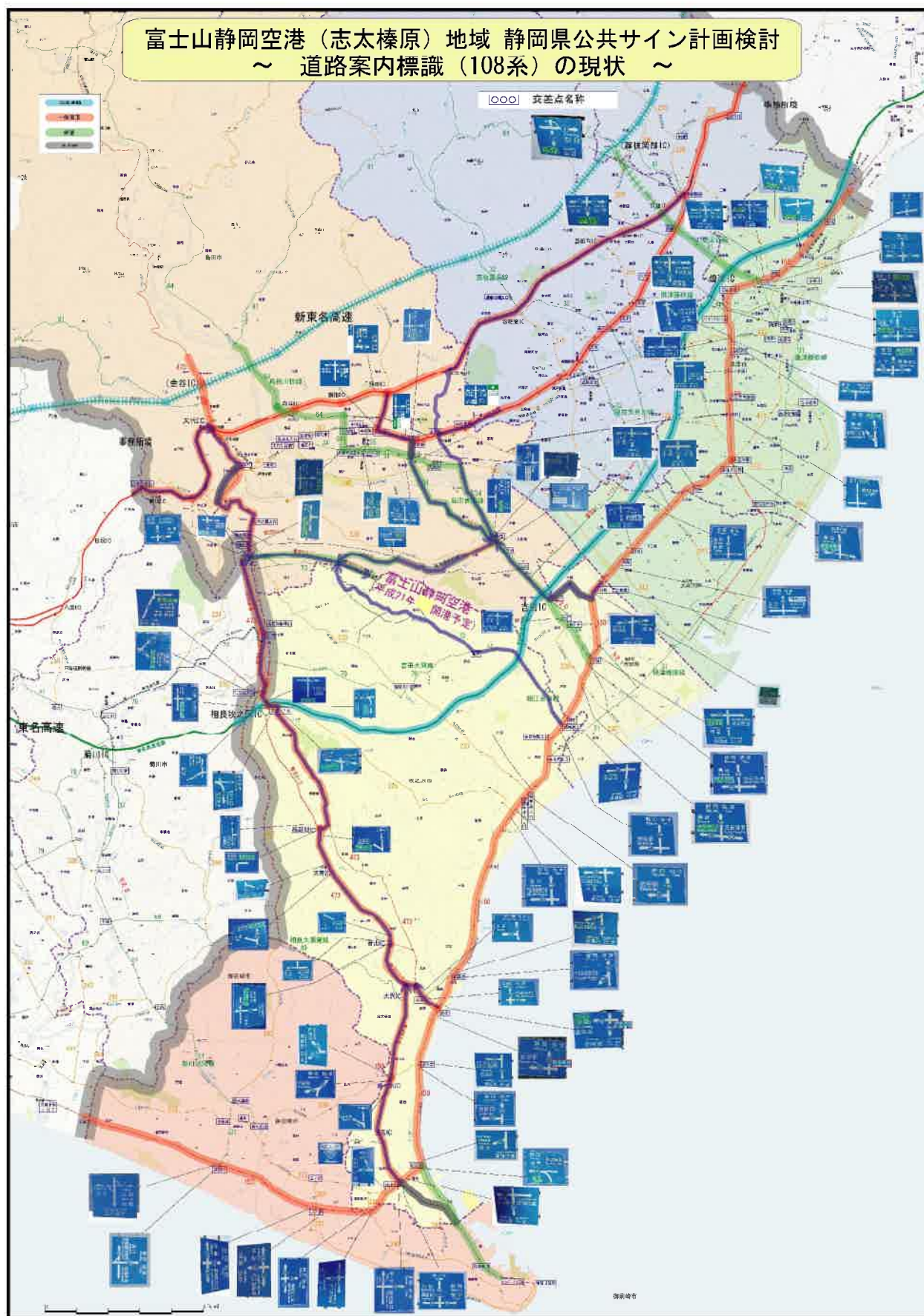


図 主要交差点箇所における道路案内標識（108系）の現状

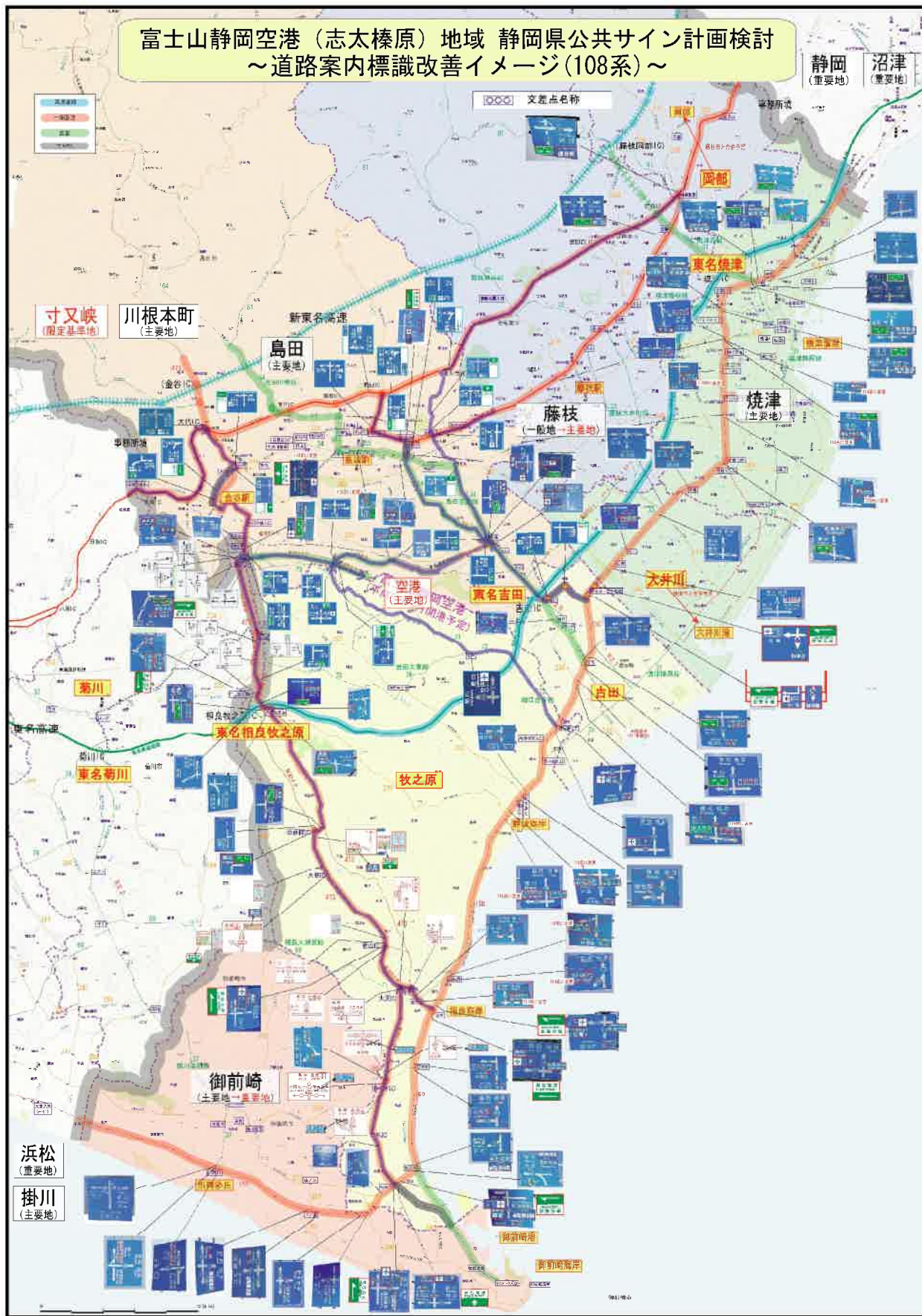


図 主要交差点箇所における道路案内標識（108系）の整備イメージ

(エ) 著名地点案内

a 主要観光ルートと観光エリア

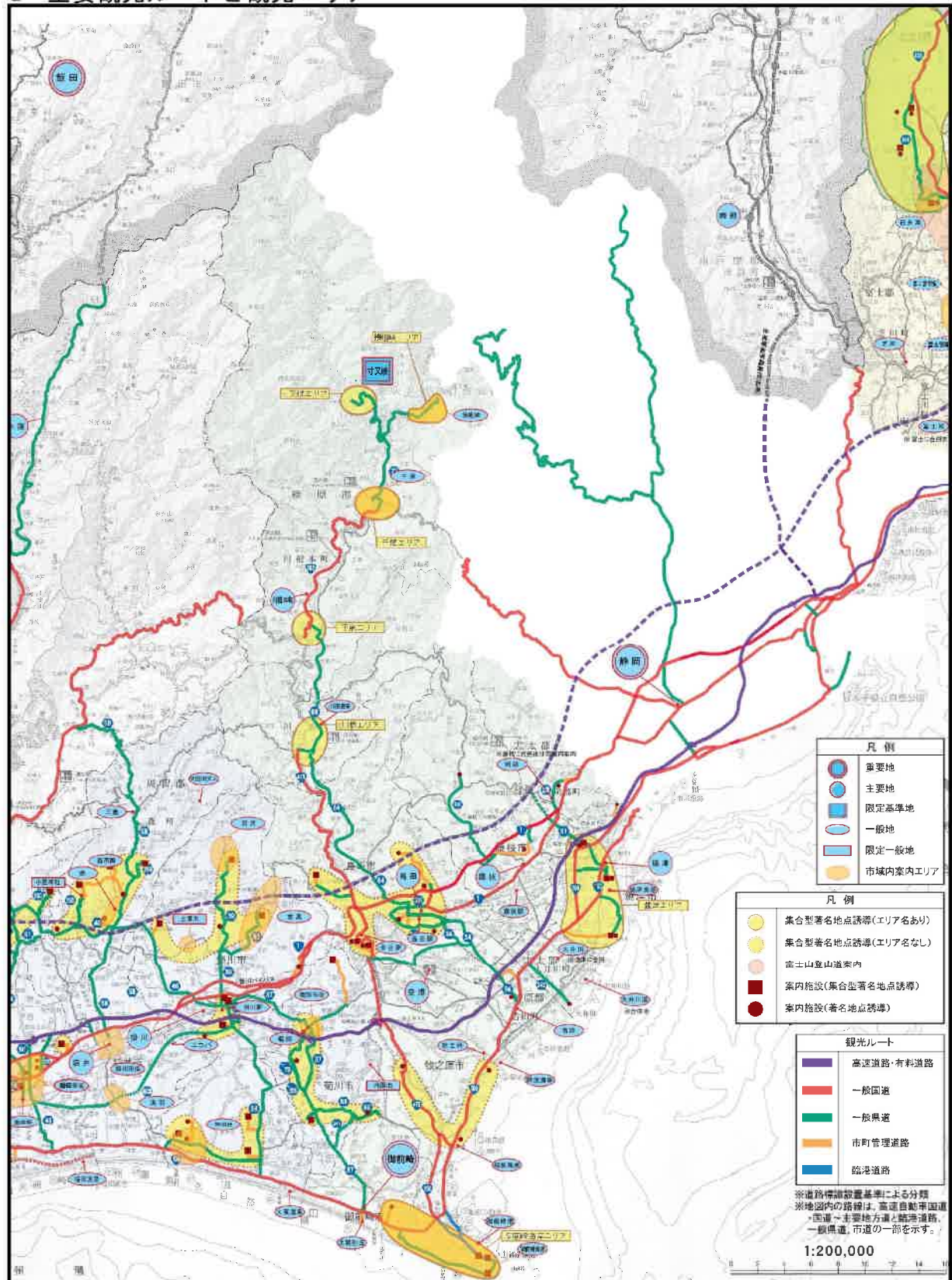


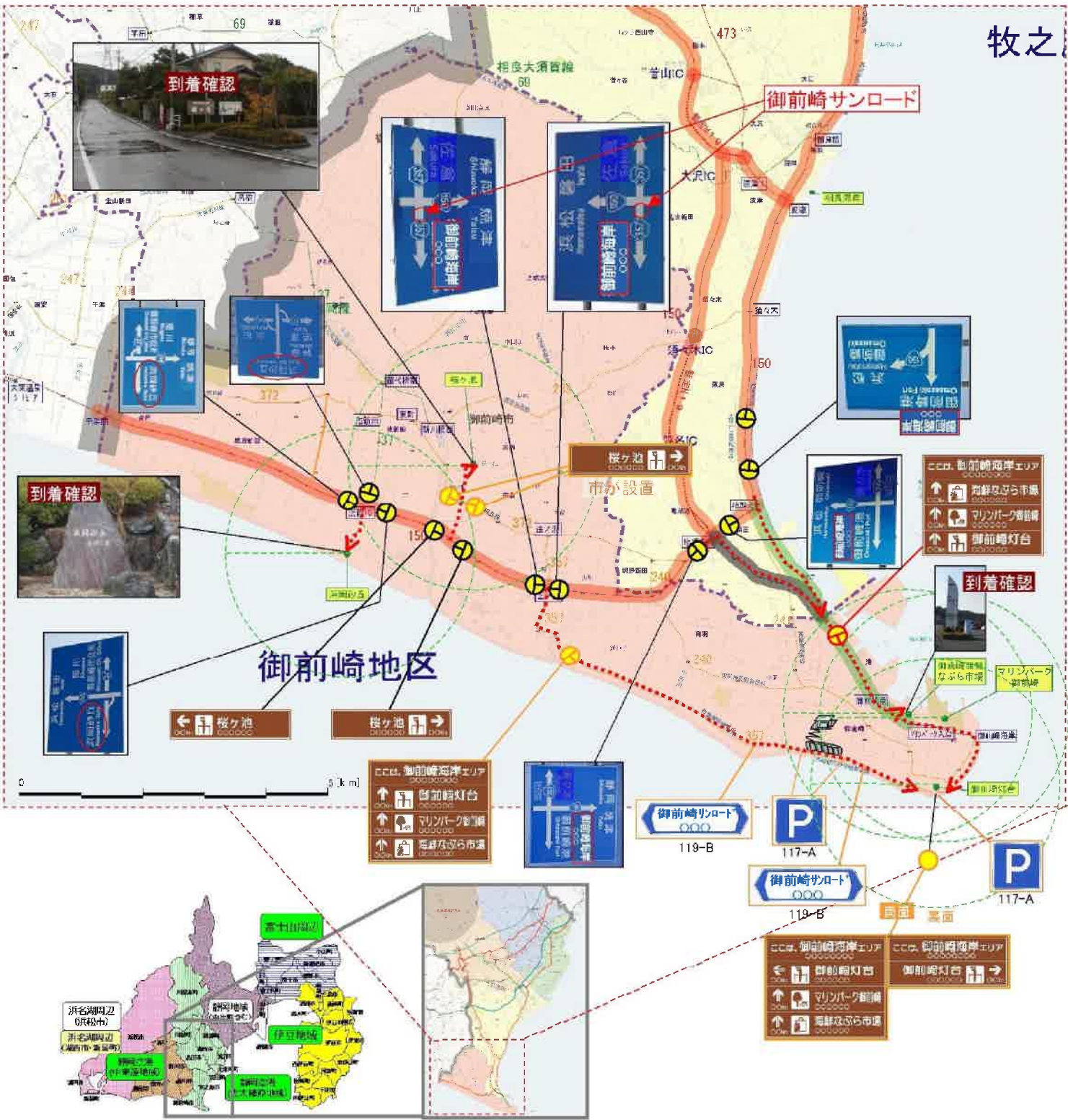
図 志太榛原地域の主要観光ルートと観光エリア

b 著名地点の設定

著名地点の設定

1.御前崎市の著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	御前崎港（県）					
文化施設			御前崎市文化会館			
名所・旧跡						賀茂神社、白羽神社、駒形神社、ねずみ塚、ねこ塚
観光地	浜岡砂丘（県） 御前崎海岸（県）			<御前崎海岸エリア>（県） 御前崎灯台 マリナパーク 御前崎 御前崎海鮮 なぶら市場	桜ヶ池（県）	あらさ公園 高松緑の森公園、高松公園 白砂公園、公儀山公園、御前崎ケーブルパーク、浜岡原子力館、パロミノ牧場、御前崎海水浴場
公共（的）施設			浜岡健康センター、御前崎市立第一小学校、市立御前崎総合病院			
体育施設			御前崎市民プールぶる			



※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導案内にしている観光施設

著名地点の設定

2. 牧之原市の著名な施設分類

※合併予定の吉田町を含む

	【AA】 経路案内標識：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
標識種別	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導の案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設			相良港（坂井地区、相良地区）（県） 地頭方漁港（県） 吉田漁港（県） 相良港（県）			
文化施設			文化センター 史料館 学習ホール			
名所・旧跡					小山城（県）	
観光施設	相良海岸（県） 静波海岸（県）				静波海岸（県） 相良海岸（県） さがら子生れ温泉会館（県）	
公共（的）施設			市役所相良庁舎（県） 市役所榛原庁舎（県） 榛原交番（県） 牧之原警察署（県） 榛原総合病院（県） 保健センター 吉田町役場			
体育施設			総合体育館 牧之原市多目的体育館 吉田公園（県）			

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路占用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定

3.焼津市の著名な施設分類

※合併予定の大井川町を含む

標識種別	【AA】 経路案内標識： 108系	【A】 著名地点案内 標識： 114系	【B】 著名地点案内標識： 114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する 著名な施設等を 一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を 案内対象とする施設等 を案内 	概ね当該市町内を案内対 象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで） を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用 駐車場の有 無などの条 件が満たさ れれば【D】 著名地点誘 導での案内 対象となる 施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または 道路占用者	道路管理者または 道路占用者	道路占用者
交通施設	大井川港(県) 焼津漁港(県)	焼津駅(県) 西焼津駅(県)	新焼津漁港(県) 小川漁港(県)			
文化施設			焼津市文化センター(県) 焼津青少年の家(県) 図書館(県) 文化会館(県)			
名所・旧跡						
観光施設		大崩海岸		＜焼津エリア＞(県) 焼津さかなセンター ディスカバリーパーク焼津 アクアスやいづ	大井川河口野鳥園(県) 焼津さかなセンター(県) ディスカバリーパーク焼津(県) アクアスやいづ(県) 花沢の里(県)	
公共(的) 施設			市立総合病院(県) 焼津市役所(県) 新焼津港管理事務所(県) 総合福祉会館(県) 八幡交番(県) 大井川町役場(県) 大井川町多目的ホール 「リパカル」(県)			
体育施設			焼津市総合運動場(県) 大井川町陸上競技場(県) 石津浜公園サッカー場(県) 大井川河川敷運動公園			

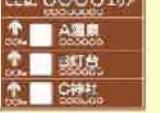


※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

4.藤枝市の著名な施設分類

※合併予定の岡部町を含む

標識種別	【AA】 経路案内標識：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用人	道路管理者または道路占用人	道路管理者または道路占用人	道路占用人
交通施設	藤枝駅	道の駅玉露の里（県設置）（県）				
文化施設			生涯学習センター 郷土博物館 藤枝市文学館			
名所・旧跡			田中城下屋敷 志太郡衙資料館		大旅籠柏屋（県）	
観光施設			宇嶺の滝 滝ノ谷不動峡 白藤の滝 市民の森 陶芸センター（仮称）白藤の郷 明治のトンネル		蓮華寺池公園（県） 瀬戸谷温泉ゆらく（県）	
公共（的）施設			藤枝市役所（県） 岡部町役場（県） 岡部中学校（県） 朝比奈第一小学校 藤の瀬会館			
体育施設			勤労者体育館（県） 静岡県武道館（県） 市民体育館（県） 藤枝市総合運動公園 びく石ふれあい広場 スポーツ・パル高原の郷 大久保グラススキー場 静岡武道館 藤枝市民グラウンド（県） 巨石の森公園 大久保キャンプ場			

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

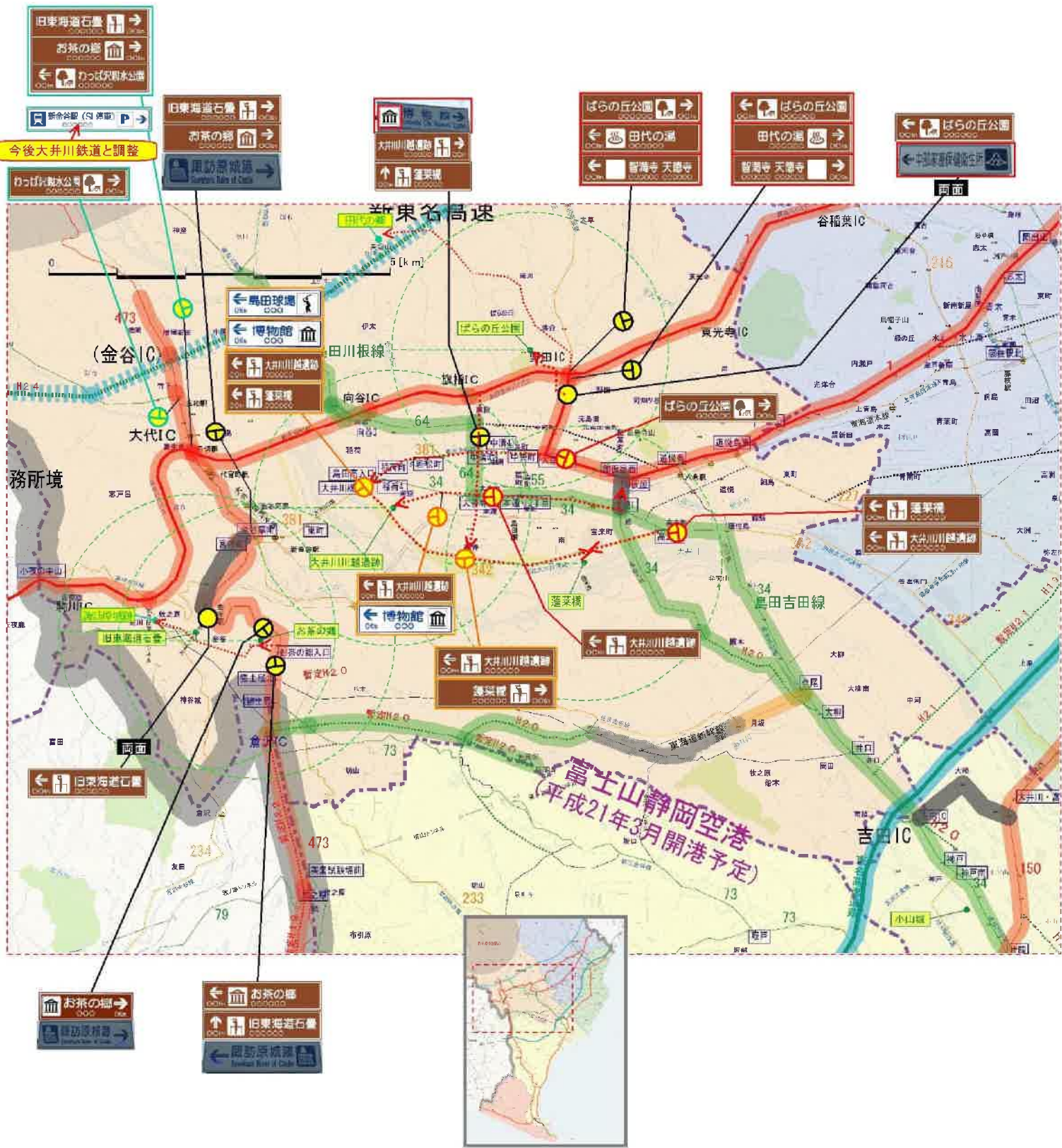


著名地点の設定

5.島田市の著名な施設分類

(i)島田南地区

標識種別	【AA】 経路案内標識： 100系	【A】 著名地点案内標識： 114系	【B】 著名地点案内標識： 114系	【C】 集合型著名地点 誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設	金谷駅(県) 島田駅(県)	新金谷駅(県)				
文化施設			夢づくり会館(県)			
名所・旧跡			諏訪原城跡(県) 智満寺 天徳寺		蓬萊橋(県) 旧東海道石畳(県) 大井川川越遺跡(県)	
観光施設			空港展望台(県)		わっぱ沢親水公園(県) ばらの丘公園お茶の郷(県) (仮称)田代の郷(県)	
公共(的)施設			島田市役所(県) 島田郵便局(県) 島田市民病院(県) 島田警察署(県) 島田高校(県) 島田市金谷庁舎(県) 静岡県大井川広域(県) 中部家畜衛生所 博物館			
体育施設			大井川緑地公園(県) 中央体育館(県)			

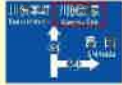
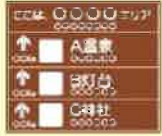


※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

5.島田市の著名な施設分類

(ii)島田北地区

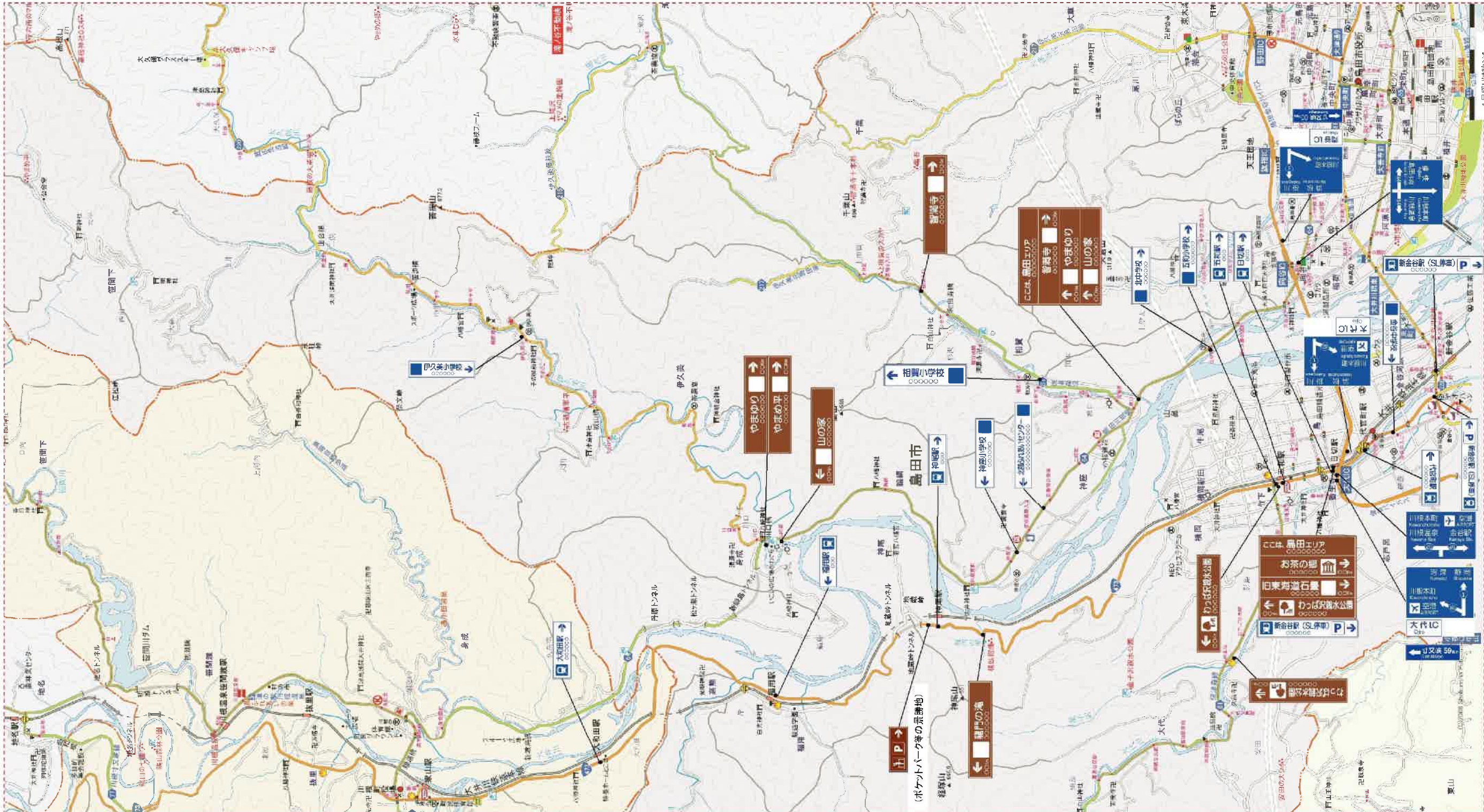
標識種別	【AA】 経路案内標識：100系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	金谷駅 空港	神尾駅 五和駅 日切駅 代官町駅 大和田駅 福用駅 新金谷駅 新金谷駅駐車場				
文化施設				<島田エリア> (県) やまゆり 童子沢親水公園	やまゆり (県) 童子沢親水公園 (県)	いこいの広場かわぐち、五番組公会堂、下相賀公会堂、鍋島公会堂、鶴岡公会堂
名所・旧跡				<島田エリア> (県) 旧東海道石畳	旧東海道石畳 (県) 智満寺 (県)	慶雲寺、諏訪原城址、日限地藏尊、鮎の里
観光施設				<島田エリア> (県) お茶の郷	お茶の郷 (県) やまめ平 (県)	茶房遊
公共（的）施設			金谷中 北中 神座小 五和小 北部ふれあいセンター			特養ホームとこは、大代公民館、久奈平集会所、高熊公民館、森林組合、大井川広域水道企業団、島田市教育センター、夢づくり会館、相賀小、伊久美小
体育施設				<島田エリア> (県) 山の家	山の家 (県)	神座総合スポーツ広場、グラウンドゴルフ場、渡島スポーツ広場

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。

※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。

※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者が設置することができる。

- ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
- ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定 6.川根本町の著名な施設分類

著名地点の設定 6.川根本町の著名な施設分類

(i)接岨峡地区

標識種別	【AA】 経路案内標識： 108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内のものを案内の対象とする施設等 	主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設		接岨峡温泉駅 長島ダム駅				尾盛駅、奥大井湖上駅、ひらんだ駅、アプトいちしろ駅
文化施設					接岨峡温泉会館（県） 資料館やまびこ（県）	
名所・旧跡						若宮神社
観光施設	接岨峡			<接岨峡エリア>（県） 長島ダム 接岨峡温泉	長島ダム（県） 接岨峡温泉（県）	
公共（的）施設				<接岨峡エリア>（県） アプトいちしろキャンプ場	アプトいちしろキャンプ場（県）	レイクコテージ奥大井
体育施設						

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。

※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。

※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。

・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設

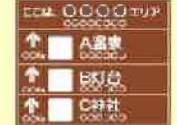
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



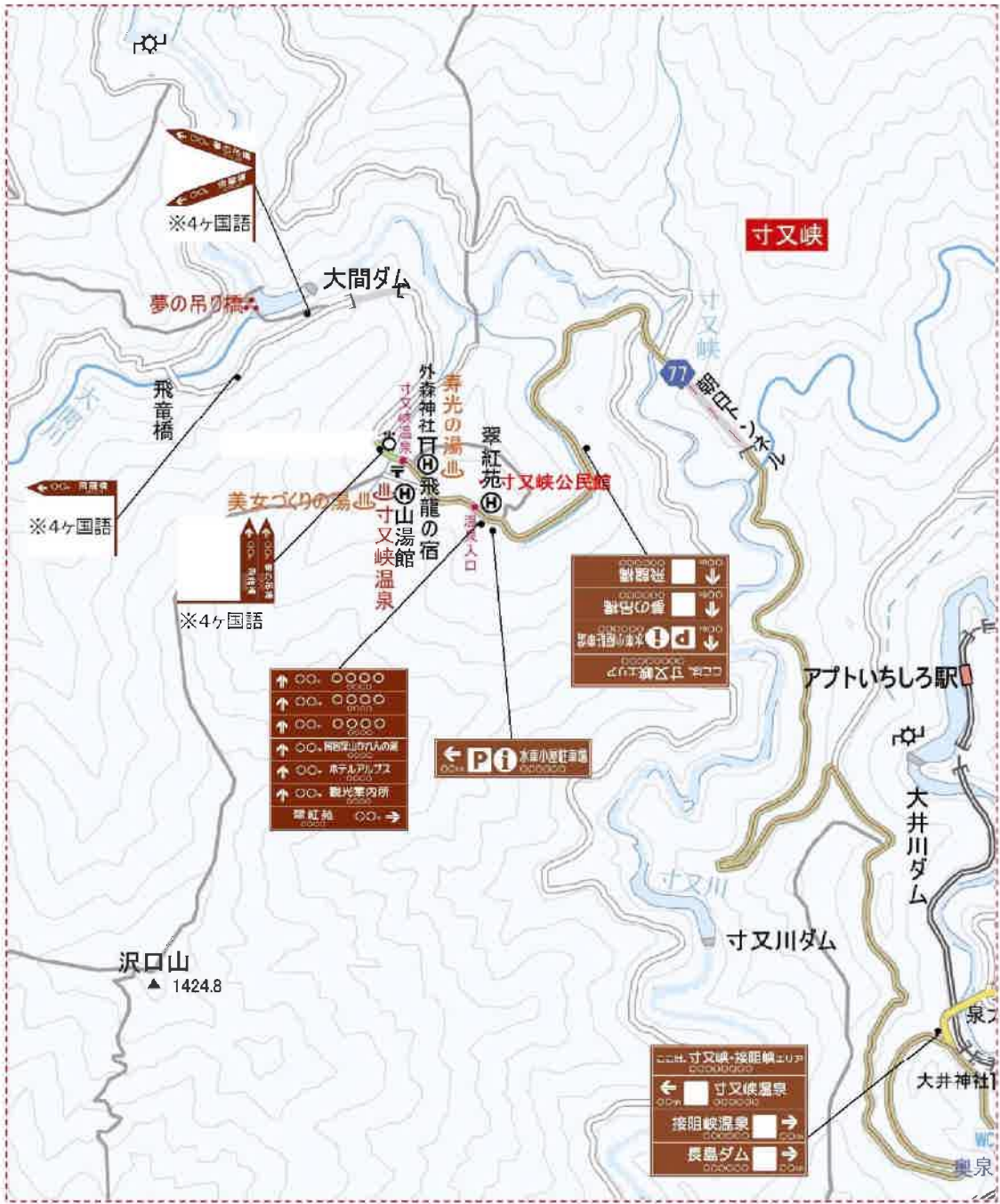
著名地点の設定

6.川根本町の著名な施設分類

(ii)寸又峡地区

標識種別	【AA】 経路案内標識：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内のものを案内の対象とする施設等 	主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用人	道路管理者または道路占用人	道路管理者または道路占用人	道路占用人
交通施設						
文化施設						
名所・旧跡						
観光施設	寸又峡（限定基準地）			<寸又峡エリア>（県） 夢の吊橋 寸又峡温泉	夢の吊橋（県） 寸又峡温泉（県）	飛龍橋、美女づくりの湯
公共（的）施設				<寸又峡エリア>（県） 水車小屋駐車場	水車小屋駐車場（県）	寸又峡公民館
体育施設						

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

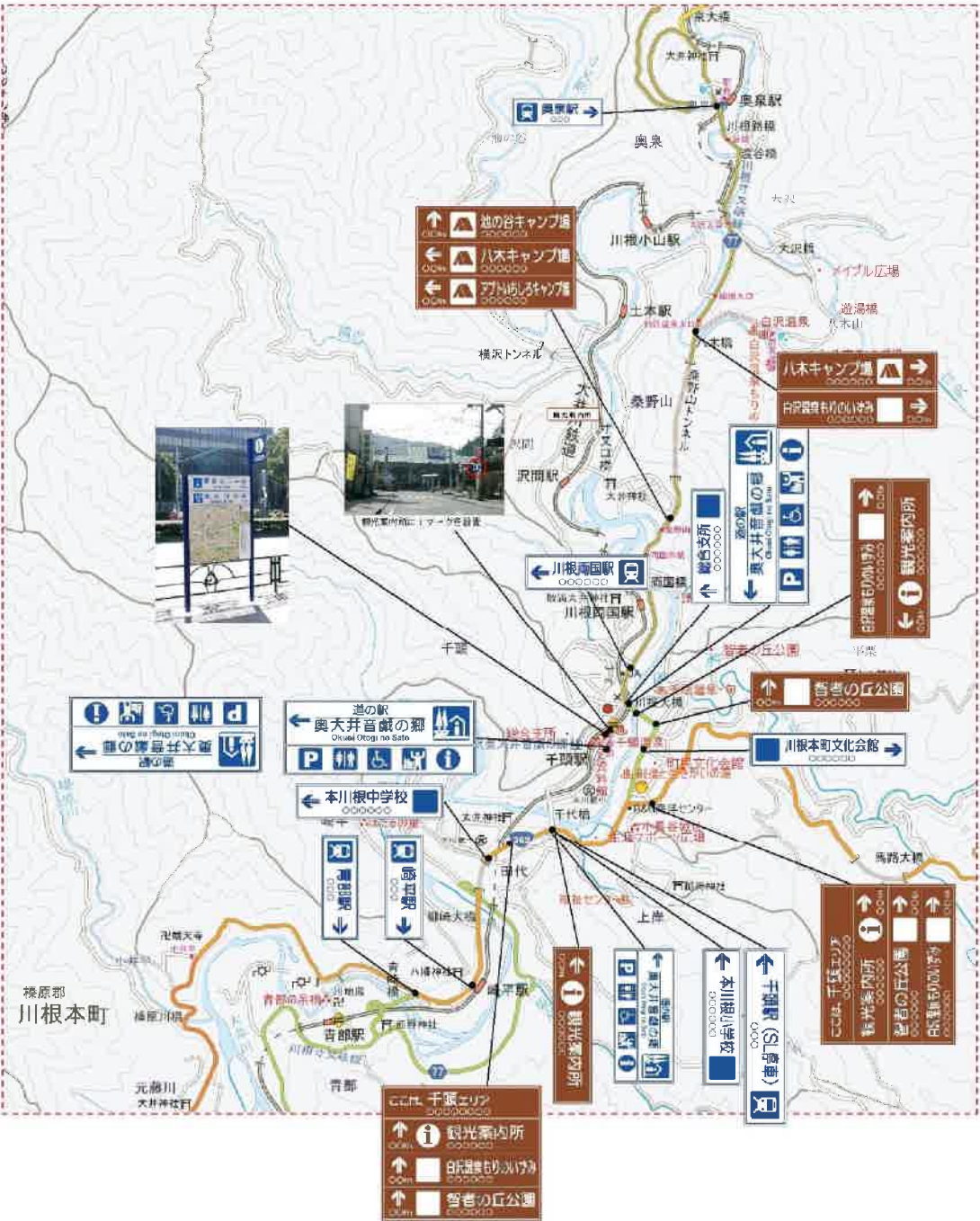


著名地点の設定

6.川根本町の著名な施設分類

(iii)千頭地区

標識種別	【AA】 経路案内標識：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市町内のものを案内の対象とする施設等	主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
						
設置者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設	千頭	千頭駅 崎平駅 奥泉駅 川根両国駅 青部駅 道の駅奥大井音戯の郷				沢間駅、川根小山駅、土本駅
文化施設			川根本町文化会館	<千頭エリア> (県) 智者の丘公園	智者の丘公園 (県)	
名所・旧跡						小長谷城址
観光施設				<千頭エリア> (県) 白沢温泉もりのいずみ	白沢温泉もりのいずみ (県)	遊湯橋、清涼峡、ほたるの里、千頭温泉、SL資料館
公共 (的) 施設		総合支所	本川根小 本川根中	<千頭エリア> (県) 観光案内所	観光案内所 (県) ハ木キャンプ場 (県) 池の谷キャンプ場 (県)	B & G 海洋センター、もりのコテージ、福祉センター
体育施設						生涯スポーツ広場、メイプル広場



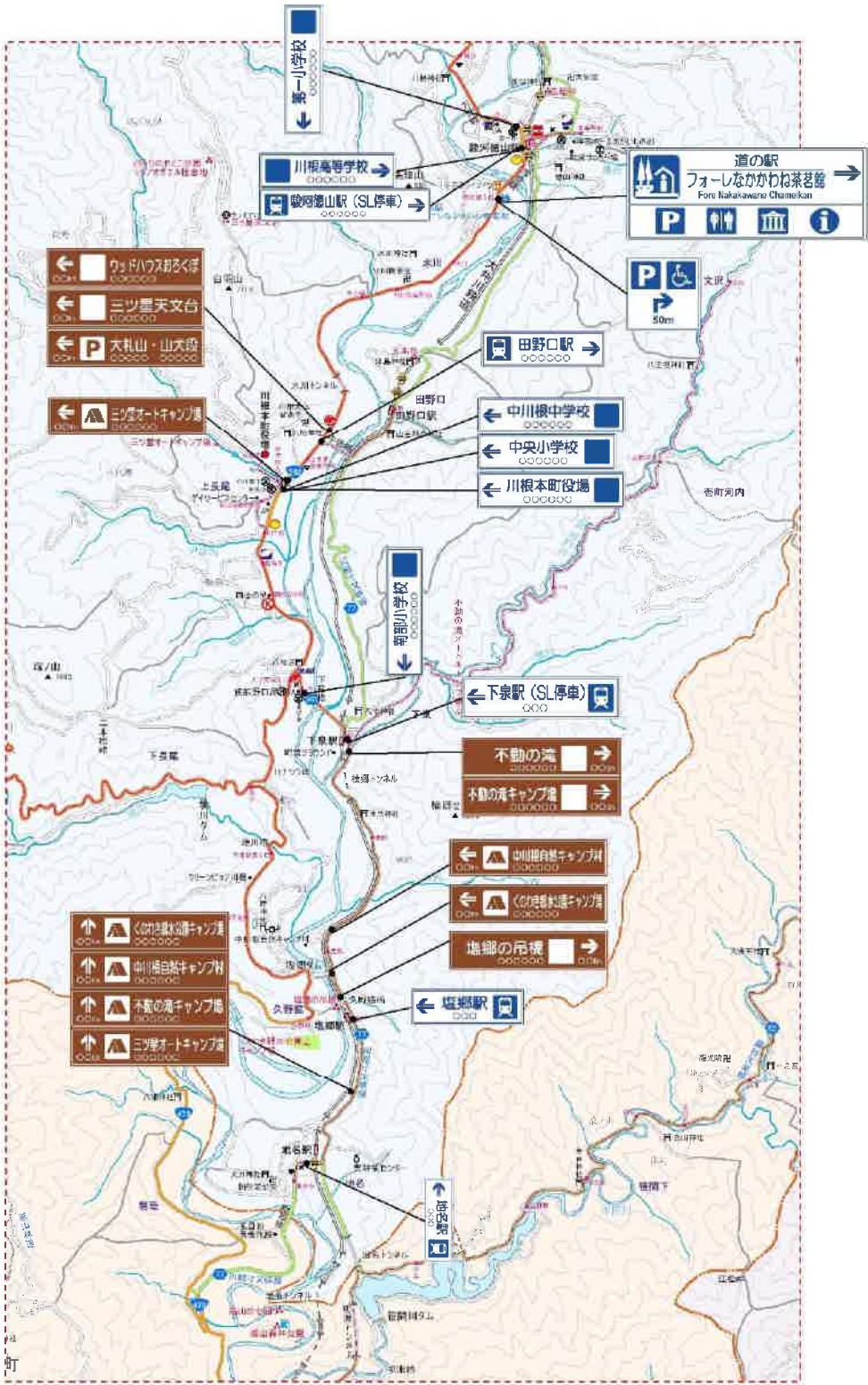
※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

6.川根本町の著名な施設分類

(iv)下泉地区

標識種別	【AA】 経路案内標識： 100系	【A】 著名地点案内標識： 114系	【B】 著名地点案内標識： 114系	【C】 集合型著名地点 誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内のものを案内の対象とする施設等 	主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設		下泉駅 塩郷駅 地名駅 田野口駅 駿河徳山駅 道の駅フォーレなかかわね茶茗館				
文化施設					三ツ星天文台(県)	おろちの池ミニ公園、鶴山森林公園
名所・旧跡						
観光施設					不動の滝(県) 塩郷の吊橋(県) 大札山(県) 山犬段(県)	五本杉、鳥居杉、鶴山の七曲り、塩郷ダム
公共(的)施設			川根本町役場 第一小 川根高 中川根中 中央小 南部小		ウッドハウスおろくぼ(県) 三ツ星オートキャンプ場(県) 不動の滝オートキャンプ場(県) 中川根自然キャンプ村(県) くのわき親水公園キャンプ場(県)	農林業センター、山林開発センター、特養ホームあかいしの郷
体育施設						町営サッカー場、町営グラウンド



※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

7.川根町の著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内のものを案内の対象とする施設等 	主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設		川根温泉笹間渡駅 抜里駅 家山駅 道の駅川根温泉				町民センター、鶴山森林公園
文化施設			町民文化会館			大井川清流公園、鶴山森林公園
名所・旧跡						大井神社、阿弥陀如来、八幡宮、八幡神社、萬福寺、津島浅間大井神社、西法寺、三光寺、正福寺、家山八幡宮
観光施設	川根温泉			＜川根エリア＞(県) 川根温泉 野守の池 桜トンネル	川根温泉(県) 野守の池(県) 桜トンネル(県) SLの見える丘公園(県)	ダム、塩郷の吊橋、笹間川ダム、笹間渡橋、駿遠橋
公共(的)施設			川根町役場 川根中学校 川根小学校			ふれあいコテージ、町民センター
体育施設						抜里スポーツ広場、町民グラウンド、町民体育館

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

